

1930年代日本における優生思想の展開 — アカデミックな言説の独走 —

藤川信夫（大阪大学）

はじめに

優生学の創始者F. ゴルトンによれば、優生学（eugenics）とは「ある人種（race）の生得的質の改良に影響するすべてのもの、およびこれによってその質を最高位にまで発展させることを扱う学問」¹であるとされる。つまり、優生学は、応用遺伝学として、遺伝的素質に対する操作を通じて、個人あるいは特定の集団の価値の増大を目指す未来志向の実践的学問であると言える。さらに、（現代的状況も考慮に入れて分類すれば）優生学は、人工妊娠中絶、去勢や断種手術、禁欲や避妊、優生学的知識の普及・啓蒙活動、遺伝子操作等によって、子孫の質を低下させる恐れのある遺伝的条件の除去を目指す消極的優生学と、結婚や生殖に関する統制や優生学的知識の普及・啓蒙活動、あるいは生殖細胞や受精卵の遺伝子への直接的・技術的介入によって、子孫の質を向上させる遺伝的条件を作り出そうとする積極的優生学に大別される。

このような性格をもった優生学と家庭での子育てを含む教育との関わりは非常に限定されたものとなる。誕生後の人間の遺伝子に対して操作を加え、その人を生物学的に変化させることはもちろん不可能である。それ以前に、そもそもこの種の遺伝子操作を教育と呼ぶことはできないだろう。たしかに、優生学を優境学（euthenics）を含むものとして広く捉えるならば、そうした広義の優生学は、教育を含む生育環境の改善を通じて、誕生後の人間に影響を及ぼすことはできる。しかし、教育のあり方をいかに改善しようとも、遺伝的所与を変化させることはできない。いずれの場合も、優生学は誕生後の人間の遺伝的所与に操作を加えることはできないのである。他方、教育は誕生後の人間に対する働きかけである。その限りでは、優生学と教育の間に接点はないように思える。

ただし、優生学は、誕生後の人間ではなくその一つ前の世代、すなわち将来の親に対する性教育や結婚相談という啓蒙活動を行うことで、後に誕生するであろう人間の遺伝的所与に変更を加えることはできる。優生学と教育との接点がありうるとすれば、それはこの一点に限られる。一般にはそう考えられるだろう。

だが、すでに存在し成長しつつある子どもの育児と教育に現に携わっている親たちの意識にまで視野を広げるならば、優生学は、さらに別のかたちで教育のあり方に影響を及ぼすとも考えられる。たとえば、子どもが特定の社会的・歴史的条件のもとで肯定的に評価される何等かの形質や能力や性格を備えていたり、あるいは、その成長発達の速度が標準以上である場合、その子どもの生殖者たる親は、優生学的知識に照らして、自らの過去の伴侶選択が——その選択が優生学的知識によるものであったか否かにかかわらず——正し

1 米本昌平・松原洋子・髙島次郎・市野川容孝著『優生学と人間社会』講談社、2000年、23頁。

かったのだと安堵したり、その子どもの教育可能性を過信することがありうる。あるいは逆に、子どもが何等かの障害を持って生まれてきたり、あるいはその成長発達が標準より遅滞していたりした場合に、その子どもの親は、優生学的知識に照らして、自らの過去の伴侶選択の誤りを後悔したり、教育の限界について諦めの念を抱いたりすることがありうる。ここでは前者のような親の意識を「確証と安堵の優生思想」と呼び、後者を「後悔と諦念の優生思想」と呼ぶことにする。そして、これらいずれの優生思想からも、その後自らの子どもに対する教育的働きかけを断念したり、継続したり、あるいはその子どもに相応しいものに変化させようとする優境学的モチベーションが生まれる可能性がある。

こうした仮説のもとで、筆者は、拙論「『婦女新聞』に見る優生思想の浸透過程—抵抗としての「親心」と「不安」—」(2006年)²のなかで、教育と教育学の世界に優生学的知識が本格的に導入された1910年代から1920年代に焦点を当て、かつ、新種の知識に敏感であったと思われる高等女学校生やその卒業生といった「新中間層の、しかもリーダー層を対象とした新聞」³とされる婦人誌『婦女新聞』を資料として、とりわけ家庭教育の領域においてこれらの優生思想及び優境学的モチベーションが実際に存在したのか否かを検証した⁴。

そこでは、以下のようなことが明らかになった。

雑誌『婦女新聞』においては、1917年頃を境にして優生学関連記事が増大していく。こうして提供される優生学的知識は、発達の遅滞や障害を示す子どもの親たちにおいては、「諦念と後悔の優生思想」を植え付ける可能性をもっていた。しかし、「諦念と後悔の優生思想」は、たとえ僅かな日々の変化にさえわが子のさらなる発達の可能性を信じて疑わない彼等の「親心」という障壁に阻まれ、すんなりと受け入れられたとは言えない。それどころか、入学試験に失敗した子どもをもつ親においては、メンタルテスト式入学試験対策というかたちで、「遺伝的素質」そのものを変化させたり作り出したりしようとする「構成主義」的傾向すら見られた。それはすなわち、優生学的啓蒙の内容そのものを無化しようとする試みであると言ってもよい。

他方、「優れた素質」をもつ可能性のある子どもの親たちもまた、その子どもの将来を見通すことの原理的な不可能性からくる「不安」によって、「確証と安堵の優生思想」を受け入れることができなかった。そして彼らは、この「不安」を払拭するために、わが子に対する早教育の試みへと駆り立てられるのである。

このように、優生学的啓蒙者たちが提供する知識は、すでに子どもをもつ親たちに抵抗

2 平成15-17年度科学研究費補助金・基盤研究(B)(1)研究成果報告書「教育における優生思想の展開—歴史と展望」(研究代表者：藤川信夫)、45-78頁。

3 沢山美果子「教育家族の誕生」、第1巻編集委員会編『叢書 産む・育てる・教える 匿名の教育史 1 (教育) —誕生と終焉』藤原書店、1990年、121頁。

4 もし高度経済成長期以降、当時の新中間層の生活様式が爆発的に一般化していったのだとすれば、当時の読者たちの優生学への態度は、高度経済成長期以降の今日の親たちの優生学への態度のプロトタイプと見なすこともできるだろう。

なしに受け入れられることはなかった。しかし、それは、彼らの啓蒙活動が家庭教育領域に全く影響を及ぼさなかったということではない。というのも、とりわけ未婚女性たちは、いまだ自らの子どもの教育に携わっていなかったとしても、否、むしろ携わっていなかったからこそ、彼らの提供する知識をほとんど抵抗なく、それどころかむしろ積極的に受容していたように思われるからである。

本稿では、その後続く 1930 年代に限定し、国民優生法（1940 年 5 月 1 日交付）の成立に至るまでの優生思想の浸透過程を、同じく『婦女新聞』を資料としながら明らかにすることにする。先に触れたように、『婦女新聞』誌上では、1917 年以降優生学関連記事が著しく増大する。そのことから、優生思想が新中間層の女性たちに始まり、徐々に一般にも浸透していき、その延長線上で 1940 年に国民優生法が成立したと推測されるかもしれない。しかし、1930 年代の優生学関連記事を見る限り、件数は決して少なくはないものの、その著者が民族衛生学会（1930 年創設）の会員に限られてくるということ、また、読者からの反応がほぼ全く見られないということが明らかになる。さらには、「確証と安堵の優生思想」としてであれ、「後悔と諦念の優生思想」としてであれ、優生思想と教育との関係を示す記事がほとんど消滅していることが特徴的である。このことは、優生思想の普及が、「親心」と「不安」という二つの要因に阻まれ、結局、挫折したことを示すのかもしれない。しかし、それにもかかわらず、1940 年には国民優生法が成立するのである。

そこで、以下では、優生思想の浸透過程に影響を与えたと考えられる上述の二つの要因（「親心」「不安」）以外の阻害要因と促進要因について明らかにしたい。1930 年代の記事に限定すれば、優生思想と関連する記事としては以下のようなものが挙げられる。①人口問題に関する記事、②昭和初期に東北地方を中心に襲った大凶作とそれによって生じた娘売に関する記事、③産児制限に関する記事、④満州への若き女性の移民に関する記事などである。これらの記事に現れた諸種の言説は、相互に絡み合い、優生思想の浸透過程に対して、積極的あるいは消極的に作用を及ぼしたものと思われる。

以下、まずは優生学とも間接的に関わると思われるこれらの記事内容の推移を概観し、最後にこれを優生学に直接関連する記事内容と関連づけることにする。

1. 人口問題

この時期、日本本土（内地）では、人口過剰が大きな問題の一つとして取り上げられている。1930（昭和 5）年の『婦女新聞』1592 号付録の「時事問答」欄では「国勢調査の結果」が取り上げられている。それによると、1925（大正 14）年の調査で 59,736,822 人であった人口が、1930 年には 64,447,724 人で、5 年間で 4,710,902 人増加している。1 年平均にすると 942,180 人の増加であり、1 年に約 100 万人の増加が見込まれることになる。増加率で見ると、最近 5 年の増加率が 7 部 9 厘で、さらにその前の 5 年間の増加率 6 部 7 厘と比較すると 1 部 2 厘の増加が見られる。このことから、産児制限がそれほど効果を上げてい

ない可能性が指摘されている（2頁）⁵。

年	総人口	出生数	出生率	自然増加数	自然増加率
1910（明治43）	49,184,000	1,712,857	34.8	648,623	13.2
1911（明治44）	49,852,000	1,747,803	35.1	703,897	14.1
1912（大正元）	50,577,000	1,737,674	34.4	700,658	13.9
1913（大正2）	51,305,000	1,757,441	34.3	730,184	14.2
1914（大正3）	52,039,000	1,808,402	34.8	706,587	13.6
1915（大正4）	52,752,000	1,799,326	34.1	705,533	13.4
1916（大正5）	53,496,000	1,804,822	33.7	616,990	11.5
1917（大正6）	54,134,000	1,812,413	33.5	612,744	11.3
1918（大正7）	54,739,000	1,791,992	32.7	298,830	5.5
1919（大正8）	55,033,000	1,778,685	32.3	603,468	9.0
1920（大正9）	55,963,053	2,025,564	36.2	603,468	10.8
1921（大正10）	56,665,900	1,990,876	35.1	702,306	12.4
1922（大正11）	57,390,100	1,969,314	34.3	682,373	11.9
1923（大正12）	58,119,200	2,043,297	35.2	710,812	12.2
1924（大正13）	58,875,600	1,998,520	33.9	743,574	12.6
1925（大正14）	59,736,822	2,086,091	34.9	875,385	14.7
1926（昭和元）	60,740,900	2,104,405	34.6	943,671	15.5
1927（昭和2）	61,659,300	2,060,737	33.4	846,414	13.7
1928（昭和3）	62,595,300	2,135,852	34.1	899,141	14.4
1929（昭和4）	63,460,600	2,077,026	32.7	815,798	12.9
1930（昭和5）	64,450,005	2,085,101	32.4	914,234	14.2
1931（昭和6）	65,457,500	2,102,784	32.1	861,893	13.2
1932（昭和7）	66,433,800	2,182,742	32.9	1,007,398	15.2
1933（昭和8）	67,431,600	2,121,253	31.5	927,266	13.8
1934（昭和9）	68,308,900	2,043,783	29.9	809,099	11.8
1935（昭和10）	69,254,148	2,190,704	31.6	1,028,768	14.9
1936（昭和11）	70,113,600	2,101,969	30	871,691	12.4
1937（昭和12）	70,630,400	2,180,734	30.9	972,835	13.8
1938（昭和13）	71,012,600	1,928,321	27.2	668,516	9.4
1939（昭和14）	71,379,700	1,901,573	26.6	632,813	8.9
1940（昭和15）	71,933,000	2,115,867	29.4	929,272	12.9

表 1：人口データ（1910～1940年）⁶

5 ただしこの記事では、人口の自然増加数及び自然増加率が問題になっているにすぎないため、そこから直ちに産児制限の効果を推論することはできない。産児制限の効果を測るためには、少なくとも出生率の変化に関するデータが必要だが、この記事にはそれが欠けている。

6 厚生労働省統計表データベースシステム、「平成17年度出生に関する統計（人口動態統計特殊報告）基礎人口第1表 人口、年次別—明治32から平成16年—」、「平成13年度出生に関する統計（人口動態統計特殊報告）第1表 出生数・出生率（人口千対）・出生性比・合計特殊出生率・平均発生間隔、年次別—明治32～平成12年—」、「平成9年人口動態調査 上巻 総覧 表3.2 年次別にみた人口動態総覧（つづき）」、「平成17年人口動態調査 1A 上巻 総覧 第3.2表-1 年次別にみた人口動態総覧」より作成。

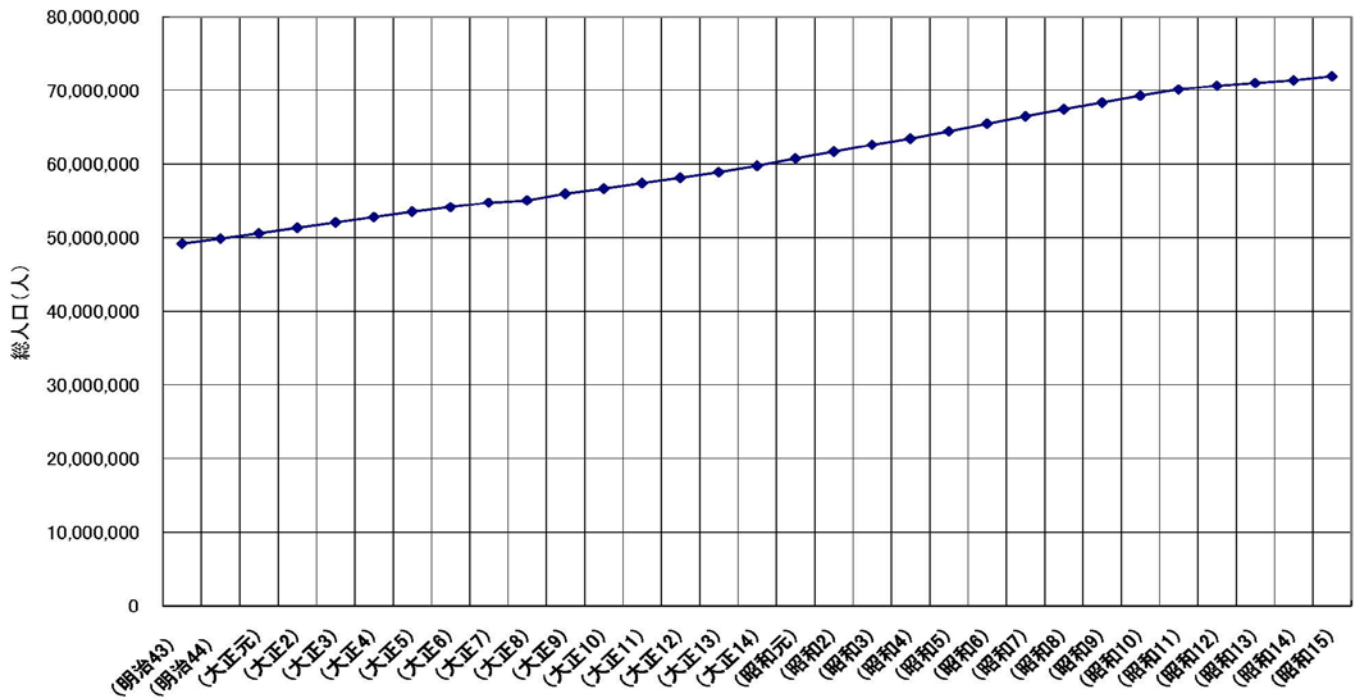


図 1 : 総人口の推移 (1910~1940 年)

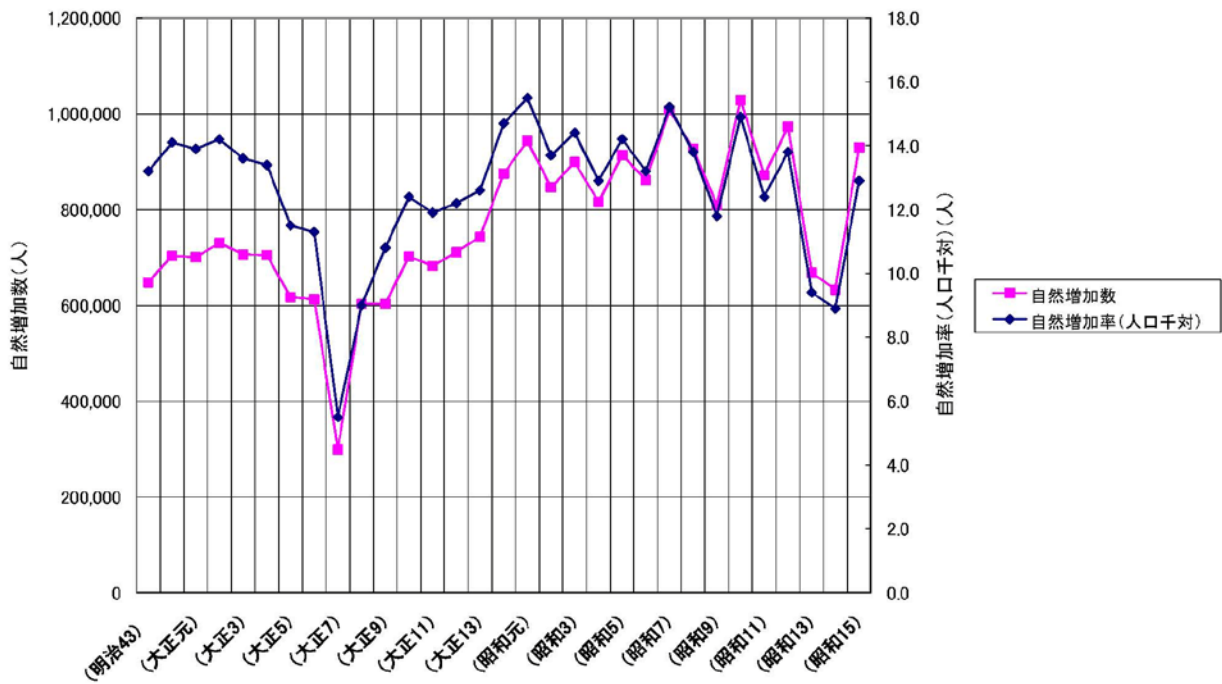


図 2：自然増加数と自然増加率（人口千対）の推移

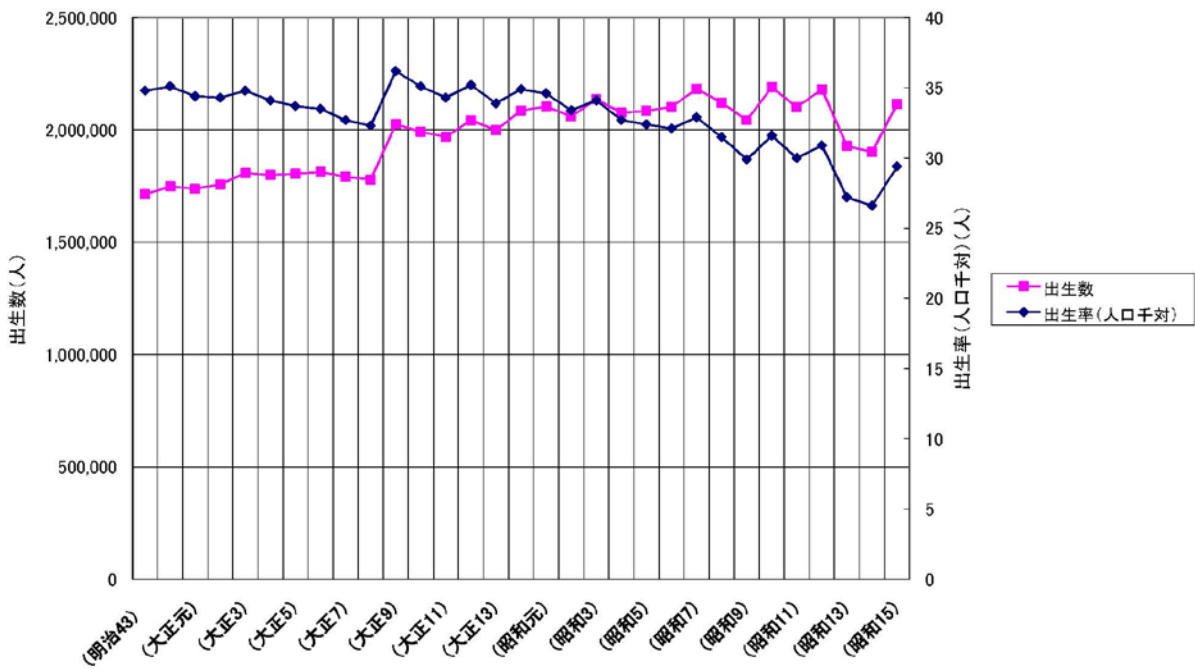


図 3：出生数と出生率（人口千対）の推移

さらに、1933（昭和 8）年 1727 号の「社会時評」欄においても、内閣統計局による 1932（昭和 7）年の人口調査の結果が示されている。それによると、出生数から死亡数を差し引いた人口の自然増加数は、1900（明治 33）年に 50 万人代、1908（明治 41）年に 60 万代、1911（明治 44）年に 70 万代、1925（大正 14）年に 80 万代、1926 年（昭和元）に 94 万と連続的に増加し、ついに 1932（昭和 7）年には、避妊が奨励されてきたにもかかわらず、先の予測の通り実際に 100 万人代を突破し 1,007,868 人になったとされる（ちなみに、この記事によると、出生児総数は 2,182,743 人である）（5 頁）。

この人口過剰問題に対する解決策として、すでに 1910 年代以降、産児制限が推奨されてきたのだが、1930 年代になると、新たに満州への移民という解決策について論じられるようになる。たとえば、1932（昭和 7）年 1666 号の「社説」、「満州国と日本婦人」では、満州国の成立が「我が人口問題の解決策でもあり」と明確に位置づけられている（1 頁）。さらに、上述の 1933（昭和 8）年 1725 号の「社会時評」欄も、「満蒙の新天地」の獲得を前提とした上で、「人口増加は、国家及び民族発展の根本であるから、原則的には慶賀すべきである…」と楽観的な姿勢を示している。たしかに記者は、当時の就職難をも考慮し、「人口も或る限度に達した上は数の多いといふ事よりも質の良いといふことを望まねばならぬ」と自らの優生思想を展開している。しかし、記者は、「幸ひ広漠な満蒙の天地が、今後内地の過剰人口を迎えてくれる筈であるから、若いお母さん達はびくびくせず、なるべく良い子供を生んで、人間到る処に青山ありの意気を幼い時から養成し、満蒙地方に第二の日本を建設せしむるやう、大に努力していただきたい」（5 頁）と、優生学的実践よりも人口の増大を優先している。

満州への移民というこの新たな解決策に対しては直ちに読者からも反応があり、たとえば、すでに 1932（昭和 7）年 1698 号の「一般質問」欄には、東京の読者から「移民渡航希望の者ですがどこか渡航に就てのよい相談所がありませんか」（19 頁）という問い合わせがあり、さらにその翌年 1933（昭和 8）年 1710 号の「一般質問」欄にも同じく東京の読者から「満州で活躍を志望の者ですが、その準備教育を行ふ学校などありませんか」（19 頁）という問い合わせが寄せられている。

これらの問い合わせが暗示しているように、当時、実際に多くの女性たちが満州への移民を希望していたようである。たとえば、1934（昭和 9）年 1756 号の「婦人界・女教界」欄の記事、「女性の海外進出熱—満蒙毛織に志願者五百名—」によれば、「奉天の満蒙毛織会社百貨店では十五名のショツプガールを求めに東京に人を特派したが、忽ち志願者五百名が押し寄せ、若い夫人の海外進出熱は人を驚かせた…」（23 頁）という。

また、1936（昭和 11）年 1871 号の「婦人界・女教界」欄の記事「女中さん十一名満州へ勇躍出発」は、満州における「女中」の需要に応じるため、奉天の愛婦隣保館と東京の愛婦庇橋隣保館とが連絡募集の結果応募者 100 余名から応募があり、うち 11 名を選抜して訓練を施し、満州に向けて出発したことを報じている（3 頁）。次いで、同年 1878 号の「婦人

界・女教界」の記事、「好評の満州行女中さん—第二回選抜出発—」でも、愛国婦人会満州本部が再度 10 名を選抜して渡満したことが報じられている（3 頁）。

さらに同年 1881 号の「婦人界・女教界」欄の記事、「娘の海外発展—女教員の責任として奨励—」は、山形県南置賜郡の女教員会が、若き女性の海外移民奨励案を県下女教員大会に提出することになったことを告げている。その理由については次のように記されている。「理由は、現今の農村女子が従来 of 婦徳観に捉はれて、海外に発展する者をお転婆と云ひ、引込み思案のものを淑女と考へるため、海外移住の男子がよき配偶者を求めることが出来ない、かくて海外発展の障害となることは私共女教員の責任である、と云ふのである」（3 頁）。

こうして徐々に過剰人口の受け皿として満州が注目されるようになっていく。しかし他方では、すでに 1934（昭和 9）年以降、逆に、人口の減少化傾向が取り上げられるようになる。たとえば、1934（昭和 9）年の 1790 号の「内外時事」欄では、「日本内地の昭和八年度人口動静」として内閣統計局による調査結果が紹介されている。それによると、1933（昭和 8）年には、人口の自然増加数が 927,266 人と、1932 年よりも減少している⁷。また、結婚件数も減少し、出生数についても 2,121,253 人で（前年は 2,182,743 人）減少している（20 頁）。

この記事では人口データが提示されているだけだが、1937（昭和 12）年 1955 号の「社会時評」のなかの石原清子による記事、「出生率の低下」からは、人口過剰問題に対する評価の変化を見て取ることができる。記事によれば、内閣統計局の内地人口動態調査の結果、1936（昭和 11）年には出生率（出生率）が急激に低下していることが明らかになり、これが問題視されているという⁸。「妙なもので三年前までは、日本の人口増加問題がどう解決されればよいか、これが識者にも政治家の間にも重大な課題となつてゐたものが、今度は出生率の低下が急にさわがれ出したのは、現下の時局を無視しては全然考へられないことでありませう。」ここで言う「時局」とは、「国防力の充実と言ふ見地から」ドイツやソヴィエト等の諸国において「人口増加、出産奨励の方針に出でゐる」ということを示す（6 頁）。すなわち、人口問題に関する論議の重点が、満州移民による人口過剰問題の解決から、国を護る（将来の）兵士の確保へと移動し始めたのである。しかも、「三年前」ということからすれば、おそらく満州国独立（1932 年）か、もしくは溥儀の皇帝即位（1934 年）がその重要な転機となった可能性がある。

間接的ではあるが、こうした評価の変化は、1937（昭和 12）年からその翌年にかけてのいくつかの記事にも現れている。たとえば、1937（昭和 12）年 1955 号の「読者文芸」欄の記

7 厚生労働省の人口動態に関するデータによれば、表 1 が示すように、1932 年の自然増加数は 1,007,398 人となっている。

8 ただし、表 1 における数値及び表 1 をもとに作成した図 3 を見る限り、1936（昭和 11）年の「出生率の低下」は必ずしも顕著ではない。むしろ、出生数及び出生率の低下は、1938（昭和 13）年及び 1939（昭和 14）年の方が明瞭である。このことから、「出生率の低下」ではなく、むしろ、理想とされる出生率の基準そのものが高まったことが推察される。

事「胎動の喜び」において読者である新潟零子は、妊婦としての自らの気構えを次のように語っている。「…驚くほどの力強い胎動をよるこびながら、健康に過ぎて行く月日を感謝して居ればよいのである。しかし此の頃は、心からの平安な気持でどうしてゐることが出来やう。東洋の平和を生み出すためのあの恐ろしい胎動はどうであらう。日本全土を、東洋の一角を強く強く揺り動かしてゐるその大きな胎動が、私達の体に何の影響もないとはどうして言はれやう。私達の心構えも平素と異なつてゐなければならぬはずである。出征兵士の夫人の中に、出産を目前にひかへた方々を幾人か知つてゐる。わたしはこれらの方々の真剣な生活態度を思ひ遣る毎に、心が引締められる。そして近い日に、同じ運命がわたし自身の上にも与へられるであらうことを覚悟してゐる。私は、弱き女ながら、強き母に止らず、父性と母性とを備へた存在ともなつて家を、子供等を、胎児を守つてゆかなければならぬ千人力を身内の隅々にまで感じるのである」(16頁)。

1938(昭和13)年1967号の三田谷啓の記事「国民保健と花嫁学校」では、「育児に関する知識は、我国の婦人に不十分の点多く」「その証拠に我国の乳児死亡率は非常に高い」として、女学校を出た年齢期の娘のための短期講習(「花嫁学校」)において育児学と一般衛生を科目に加えるべきことが要求されている(24頁)。

また、1938(昭和13)1972号の松田解子による「社会時評」欄の記事「結婚年齢を上げよう」では、1936(昭和11)年の内地平均結婚年齢が男は再婚も含めて平均満29.3歳、女は24.7歳で、このように結婚年齢が年々高まっていることが、人口増加率の低下と関連づけられている(6頁)。

さらに1938(昭和13)年1999号の記事「時局と児童保護」のなかで、厚生省児童課長である伊藤清は、戦時下においては当面の急務に応じようとするために児童の問題が無視される恐れがあるが、とくに「出産の中絶による出生の減少の問題」を解決すること、そして、戦時における出生数の減少がやむを得ないものとするれば「すでに生れた児童を健全に育てあげること」がますます重要になる、と述べている(2頁)。

ところで、出生数を増加させるためには、結婚数の増加が前提となる。しかし、1930年代には一貫して、就職難とならんで結婚難(就職難もその原因の一部をなす)が大きな問題として取り上げられている。そのため、各地での結婚相談所の開設や結婚斡旋事業に関する記事も多い。とくに1937(昭和12)年からは、いくつかの例外的事例をも含めて、より積極的に結婚が推奨されるようになる⁹。たとえば、1937(昭和12)年1958号の「婦人界・女教界」欄の「出征軍人の婚姻は全部有効」や、1938(昭和13)年1967号における国民精神総動員中央連盟主事、伊藤博の「婦人はいかに国民精神総動員に參與するか!一傷痕軍人には進んで嫁げー」、同年1990号の「婦人界・女教界」欄の「荣誉の傷痕軍人へ愛婦で花嫁斡旋」、同年2008号の「婦人界・女教界」欄の「和歌山一傷痕軍人の結婚

9 すでに1930年(昭和5年)の1565号でも、堀尾金八郎が「婦女新聞三十年記念事業」として「求婚者紹介事業」を提案している。ただし、この時期には、人口過剰が問題とされていた。

相談所一」、同年 2011 号の傷兵保護院理事官、荻野憲祐と愛国婦人会による「傷痍軍人の花嫁問題—当局の希望と婦人団体の対策—」などである。1930 年代後半に出生率の低下が問題にされていたことを考慮すれば、これらの記事は、出生率の向上がより徹底したかたちで追求されていったことを示すものと言えるだろう。

これらの記事からは、少なくとも日本本土（内地）における人口の確保が求められていたことがわかるが、やがて数年前まで過剰人口のはけ口と考えられていた満州においても人口の増大が求められるようになっていく。

たとえば、1938（昭和 13）年 2007 号の前田若尾の記事「移民と女性」では、次のように述べられている。「長期建設に由って、我国が支那を助け住みよき国にするといふことの条件中最大なるものは、移民計画であります。移民には女性が伴はなければ、折角の苦労も永遠に実績が残らないこと、古来の歴史が証明して居ります。所で現今に於ける満州移民について考へて見ますと、我国の耕地六百万町歩に關係してゐる人が三十万であるのに、満州の移民村千五百万町歩（我国の三倍）に働いてゐる人が、集団移民、個人移民、少年義勇団一万五千で、女性はその一割四分に過ぎないといふ実に情けない数字を見る時その移民がいかにより一方ならぬ努力をしてゐるか、又その後継者が果して効果を収め得るであろうかを懸念せずにゐられません。…つまり多くの人を要するのでありますから、どんな職業でも家族づれの人が喜んで行く様にならなければいけないのであります」（5 頁）。なお、この満州行き花嫁については、後に詳しく論じることとする。

2. 凶作と娘売

上述のように、1930 年代前半においては、日本本土（内地）における人口過剰が大きな問題として取り上げられていた。この問題を激化させたのが、全国的な天候不順や自然災害によってもたらされた、とりわけ東北地方における凶作であった。

農村の不況については、すでに 1932（昭和 7）年の 1676 号（5 頁）及び 1677 号（7 頁）の記事「農村の危機とその救済策—現在の農村問題の種々相」のなかで、全国農民組合中央執行委員長であった代議士、杉山元治郎によって取り上げられている。そこでは、負債を重ねていく農村の構造的危機が論じられている。

そして、1932（昭和 7）年 1681 号の記事「日本民族の海外発展を援ける日本海外婦人協会の殖民花嫁の媒介事業」では、早くも、凶作に喘ぐ農村からの海外移民という解決策が可能性の一つとして考慮されている¹⁰。その背景には、海外移住者の 5 分の 2 が独身者という人口構成のアンバランスがあった。この記事では、松平俊子を中心として設立された日本海外婦人協会が紹介されている。当時この協会の活動は東京を中心とするものであったため、とくに女性の申込者が東京に集中し、農家からの申込みが少なかった。そこで記者は、東北での凶作と関連づけ次のように述べている。「聞く人の心をゆすぶつたあの東北

10 おそらくここで取り上げられているのは、1931（昭和 6 年）の冷害による凶作を指すものと思われる。

の凶作に、農民が生活のために娘を売り飛ばした事件は、適当な対策もなく放任された形であるが、各地の婦人団体も少し真剣に考へて、この哀れな娘達を移住地へ送つて独身者のよき半身とすれば、どんなにか国家の役に立つたであらうにと協会では悔んでゐる。」ただし、当時協会が前提としていたのは満州ではなく、南米や南洋への移民であつたし、また、記者は移民先で「なみなみならぬ努力が要る事を覚悟しなければならない」と女性の移民に対して慎重な態度を保っている（7頁）。

しかし、この記者で提示されたアイディアは、直ちに協会を動かすことになった。すなわち、同年の次号、つまり1682号の記事「海外移民花嫁探し—日本婦人海外協会が—」によれば、「…日本婦人海外協会では花嫁難に困つてゐる海外移住の青年達に東北凶作地方の飢に迫る農村娘を振り向けたらよからうと云ふので、松平俊子会長を始め幹部総出で東北地方へ宣伝旅行に出かけることになつた」と報告されている（2頁）。

ただし、先の1681号の記事に見られる慎重な態度が暗示しているように、東北の若き女性の海外移民は、日本本土（内地）における人口過剰問題の解決策として、手放しで推奨されていたわけではない。満州国の建国が宣言され（1932年3月1日）、溥儀が皇帝に即位し帝政に移行した（1934年3月1日）後、満州が移住先として本格的に視野に入ってくるわけだが、にもかかわらず上述のような慎重な態度が直ちに大きく変化したというわけでもなかった。

たとえば、1934（昭和9）年1771号に掲載された「満州に於ける売笑婦問題」のなかで、社会教育家、平林廣人（談）は、現地調査に基づき、満州で増加していく「売笑婦」の供給源の若干の部分——主な供給者は「相当大仕掛けの国際的人買」である——が、満州派遣の陸軍将校たち二人に一人位の割合で配給されている「女中」であることを示唆している。「…女中の給料は二十五円位のもので街を見れば女給が美しい着物を着て過分な収入があるのを見ると、羨しくなるものと見えて、女中をやめてカツフェーに行く。女給から更に売笑婦に落ちると云ふやうな経路を辿つて行くものも若干はありませう。この軍部附の女中が売笑婦の一つの供給池をなしてゐると云ふ、一見では分らない現象もあるのです」（2-4頁）¹¹。

しかし、この年1934年には、人口問題に関わる二つの大きな事件が起きている。一つは南米における移民制限と北米における排日運動の激化であり、いま一つは日本各地を襲つた自然災害や1931（昭和6）年に次ぐ凶作である。

まず、1934（昭和9）年1780号の「内外時事」欄では、ブラジル共和国新憲法が公布実施となり、移民制限条項によって移民制限がはじまったことが伝えられている（20頁）。

次いで、1934年1785号の「内外時事」欄、「アリゾナ州農民の排日」は、次のように伝

11 この記事のなかではそう名言されてはいないが、この「売笑婦」問題からは、過剰人口問題の解決のために満州への移民一般を推奨するのではなく、夫婦同伴での移民や、移民先での結婚を目的とした女性の移民を積極的に推進しようとする指針が導き出される可能性がある。

えている。「アリゾナ州首都フィニックス附近の米人小作農夫約二百名が、十五日夜日本人排斥の総会を開き、向ふ十日間を限つて農園より日本人を立退かしむる決議をなし実行委員を挙げて戸別訪問に着手、遂に十七日約千六百の米人農夫は、州庁に押掛け知事に対して日本人農家を来る二十五日までに退去せしむる命令を出すやう要求した…。事態は悪化する一方で、カリフォルニア州にも波及のおそれあり憂慮されてゐる」(20頁)。

アリゾナでの排日運動に対しては、日本本国への保護の嘆願(1934年1790号「内外時事」20頁)、調停委員会の設置(1791号、20頁)などの対策も取られたが、1796号の「内外時事」欄、「米国アリゾナ州の排日運動益々悪化一州知事は否認」が伝えるように、9月中旬からは邦人経営の農場や邦人部落などが直接行動により損害を被りはじめたとされる(20頁)。そして、翌年1935(昭和10)年の1815号「排日案ア州上院を通過」によれば、排日を目的とする「外人土地法案」がついにアリゾナ州上院を通過し下院に回付されている(4頁)。

こうして、移民による日本本土(内地)における人口過剰問題の解決は、その可能性を縮小せざるをえなくなるのである。

加えて、1934(昭和9)年からは、各地の自然災害やそれによつてもたらされる凶作¹²が頻繁に報じられるようになり、それとともに人口問題も深刻化していく。

たとえば、1780号「内外時事」欄の「北陸の水害甚大」では、北陸地方をおそつた豪雨により河川が氾濫し、沿岸各地で甚大な被害が出、羅災民が食料を奪われ飢餓状態にあると報じられている(20頁)。

さらに、同年1787号の「婦人界・女教界」欄、「農村娘の身売三倍一宮崎県下の惨状一」では、九州の宮崎県でも大旱魃によつて同様の事態が生じていることが伝えられている。「未曾有の大旱魃に加へて初秋蕪の惨落の結果窮乏のどん底に陥つた宮崎県下農村では、背に腹はかへられず農村女子の身売が旱魃の深刻化するに連れて激増し、宮崎署だけでも五月以降の新規出願芸妓三十八名、娼妓十四名合計五十二名に上り、宮崎、郡城延岡の三署管内を合せると百八十二名の多数にのぼり、いづれも約三倍の激増ぶりを見せ、農村状態のいかに悲惨なものかを語つてゐる」(19頁)。

次いで、同年1791号の「内外時事」欄、「本年度米作予想発表一凶作で米価は高騰一」では、1934年度の実際収穫予想高が、平年に比べて1割6分、前年の実収に比べて2割6分の減収であることが報じられている。凶作の原因は、九州四国の干害、北陸の水害、東北の冷害、関西の風水害等全国的な天災によるものとされる(20頁)。

そうしたなか、とりわけ東北地方では、娘の身売りがそれまでにない規模で行われるようになった。たとえば、1934(昭和9)年1794号の「婦人界・女教界」欄では、「売られる娘を守れ!一青森県で官民共同の運動一」の中で、大凶作に喘ぐ青森県の農村で「娘の人身売買」が増加していること伝えている(8頁)。

1934(昭和9)年1994号の「淋しき農村一根底を行く東北農村の実情(上)一」のなか

12 凶作は、1931(昭和6)年、1934(昭和9)年、1935(昭和10)年と続いている。

で、関川翁助も、1902（明治 35）年の凶作から 33 年目に当たるその年、「殆ど同様の凶作飢饉が襲来し、不況下の根底に喘ぐ農村を、更に打のめしてゐる」と報じている。「東北六県（青森、秋田、岩手、宮城、山形、福島）、北海道のかうした窮農は、実に十数万戸に及ぶべく、最も過酷な災害地岩手県の如きは欠食児童二万四千人、年末までには五万人に上る見込みといはれてゐます。現に一人でも多く、人の口を少くしようとして、窮乏の極底から一家を救はうといふので県外に身売りする娘、或は県内小都会のカフェー、小料理等に僅かな身代金で貞操線を彷徨する娘等が続出し…」（5 頁）。

1935（昭和 10）年 1810 号の「訊きたい話・話させたい人」の欄でも、愛国婦人会とならんで、娘たちの救済に中心的な役割を果たしてきた婦人矯風会の久布白落実による記事『凶作東北をめぐる一娘地獄を救ふ一』のなかで、「娘売」に関するデータ（東京府社会課の調査）が提示されている。それによると、1934（昭和 9）年 1 年間の東北 6 県の「稼ぎ娘」の数は 58,169 人で、その内「女給以下不健全な業にある者」が 16,000 人弱、すなわち総数の 3 割 6 分強が「酌婦」「娼妓」「女給」「芸妓」などの「売笑婦又は類似の業」であったという（6 頁）。

「身売」に関する記事はその後も続くが、この問題を解決するため、財政助成、政府米の無料支給、取締、職業斡旋、職業訓練などの対策が講じられたこと、そしてその成果についても報告される¹³。

そうした状況のなかで、北米や南米を含めた海外への男女の移民一般ではなく、満州への「移民花嫁」が、全国規模の解決策として明確に打ち出されるようになる。

たとえば、1938（昭和 13）年 1984 号の「婦人界・女教界」欄、「農村の乙女を大陸の花嫁に訓練—全国農民が校長会議で—」は次のように報告されている。満州へ百万の農業移民計画を樹て、着々実行してみたが、拓務省では、花嫁さんの払底に困惑してみたが、去る十四日の全国農民学校長会議第二日目に於て、全国十三校の女子農学校及び七十三の男女併設農学校の女子部に於て、その女生徒を農村の花嫁向きに教育すると共に大陸向きの花嫁として養成する旨申合はされた」（10 頁）。

こうして「移民花嫁」が人口問題の解決策として強調されるようになる背景には、人口

13 1934（昭和 9）年 1798 号の社説、「公娼撤廃の絶好機」では、次のように、身売りの防止が公娼廃止の要求と結びつけられている。「此の際、この非人道の人身売買を退治する唯一の方法は、内務省当局が此の春決定した方針によつて、公娼撤廃を断行するにある。…公娼を撤廃しても、私娼は依然として残るにちがひないが、政府公許の遊廊を廃することが、社会一般の風教振肅上、及び私娼取締上、どれ程有効であり、便利であるか知れない。東北凶作地の娘の離村でも、それが政府の禁止してゐる稼業であることが明らかになれば、考へ直すに至ること言ふまでもない」（1 頁）。1935（昭和 10）年 1814 号「婦人界・女教界」欄の記事、「東北凶作地—娘救済の成績—」では、愛国婦人会、婦人矯風会、真宗婦人会による「娘売」救済のための子女救済資金及び婦女就職資金の貸付の実績が報告されている。それによると、岩手、宮城、青森、山形、福島、秋田、東京を通算して申込み総数は 627 名、そのうち適当であると認めて貸付けたものが 463 名、金額は 25677 円 20 銭となっている（3 頁）。

問題に対する上述のような態度の変化、すなわち満州移民による過剰人口問題の解決から、国を護る将来の兵士の確保へという変化があると見てもよいだろう。

3. 産児制限

海外、とくに満州への移民の可能性が本格的に考慮に入れられるようになるまでは、人口過剰問題は産児制限によってしか解決されえなかった。すでに 1910 年代から、もちろん賛否両論あったとしても、基本的に産児制限は推奨されてきた。1930 年代のはじめにはほとんど状況は変わらず、産児制限に関する相談所も「雨後の筍」¹⁴のように次々と開設されていった。しかし、徐々に産児制限を否定するような記事が現れはじめ、満州国が帝政に移行する 1934（昭和 9）年を境に、『婦女新聞』誌上には産児制限の主張が困難になっていく様子が明瞭に現れてくる。以下、産児制限をめぐる態度の変化を跡づけてみよう。

1930（昭和 5）年 1544 号の記事、「大阪婦人産児制限運動に邁進」によれば、大阪社会事業連盟研究部婦人部会の産児研究会が知事官舎で開催され、産児制限を無産階級に浸透させること、遺伝病者、精神病者に強制去勢を行わせる法律（「断種法」）を制定するよう内務省に建議すること、将来産児調節相談所を設置することが決議されたとされる（3 頁）。

同年の 1548 号の記事「愛児女性協会の産調相談所」は、愛児女性協会が産児制限相談所が設置されることになったと報じている（3 頁）。そして、同年 1553 号「婦人界・女教界」欄の記事「愛児女性協会の婦人相談所」では、実際に金子しげりらによって相談所が 2 月に開設されたことが報告されている（3 頁）。さらに、同年 1563 号の「世相の鋭角」欄の記事、「愛児女性協会の産児制限相談所」では、この相談所が開設以来 3 ヶ月で 700 人の相談に応じ良好の成績を挙げていることが紹介されている。この記事によると、産児制限を求める理由の内訳は、経済が 5 割、多産が 3 割 2 分、病弱が 1 割となっている。また、相談者の経済的地位の類別としては、月収 100 円以下の薄給者が 7 割 8 分の多数で、月収 100 円以上の者がわずかに 2 割 1 分であるとされる。産児数では、4 人から 7 人までの子どもを産んだ女性が半数で、非常に子どもの多い者や少ない者は少数であるという。なお、全国的に産児運動を起こすため全国講演旅行を試みる計画についても触れられている（4 頁）。ここからは、1910 年代及び 20 年代におけるのとは異なり、都市部に限られるとはいえず、下層の階級にも産児制限が浸透しつつあることがわかる。

しかし、1930（昭和 5）年 1568 号の「婦人界・女教界」欄の記事、「避妊は放任するが奨励はせぬ—内務当局の意見—」は、こうして盛んになっていく産児制限運動に対して国家（内務省）が必ずしも肯定的ではなかったことを示している。なお、この国家（内務省）の方針は、保健衛生調査会民族衛生部会が「朝野の権威者を集め」産児制限運動に対する対策を協議した結果として定まったものであった（3 頁）。

14 古屋芳雄「産児調節と社会的貧困」、『婦女新聞』1930 年 1592 号、5 頁。

その後、1930（昭和 5）年には日本民族衛生学会設立される¹⁵。そして、その年の 1592 号では、民族衛生学会講演要旨として古屋芳雄の「産児調節と社会的貧困」が掲載されている。古屋は、「雨後の筍の如く簇生」する産児制限相談所について、上述の国家の方針（1568 号）に沿うかたちで次のように述べている。「現在の日本は約百万の人口過剰を持つてみます。それ故一寸考へれば大いに産児制限の必要があるやうに思はれますが人口は過剰でも生産率は漸次減少しつつありますから、それ位の過剰は直ぐ追ひ越します。宣伝しなくても減るのだから、この上宣伝するのは考へものだと思ひます」（5 頁）。しかし、上述のように、『婦女新聞』に限れば、出生率の低下が問題になるのは 1934（昭和 9）年以降¹⁶であるから、「生産率は漸次減少しつつあります」という判断の根拠は不明である。また、たとえば、1921（大正 10）年から 1940（昭和 13）年までの人口総数と出生数及び出生率の推移を見ても、古屋のこの判断の根拠がどこにあるのかは必ずしも明らかにならない（表 1 及び図 1 ～3 参照）。

ともあれ、産児制限に消極的な古屋の態度を支えたものは、人口を国力の指標と見なす立場と、いわゆる「逆淘汰」論であった。「新マルサス主義の欠点は、人間を消費単位とのみ見て、生産単位としての存在を忘れてある所にあります。子供を減らせば目の生活は楽になりますが、それだけ生産も減ります。それに先進国の例を見ても、いくら産制論者が力んでも、産児制限はその必要のない上流社会のみに行はれ、下層階級には実行されません。…その結果はどうなるでせう。優良な国民が段々その数を減じ、劣等者のみが繁殖すると云ふことになりはしないでせうか」（5 頁）。ここでは、人口過剰問題に対して楽観的な姿勢が見られるにもかかわらず、大陸への移民による問題解決の可能性についてはいまだ全く論じられていない。

同じく、民族衛生学会の主要メンバーの一人であった市川源三も、古屋と同様、産児制限に対して必ずしも積極的な態度を示していない。1931（昭和 6）年 1603 号附録の連載記事「ユーズニックスー人口問題と産児調節一」のなかで彼は次のように述べている。すなわち、大陸（満州、朝鮮地方）への移住はそう容易ではないし、海外（南洋あるいは南米）への移住にも、アメリカにおけるような排日問題の危険がある。したがって、人口問題の解決には、産児制限が必要となる。しかし、「低級な人々」に産児制限を宣伝することは困難であり、その結果として「逆淘汰」問題が発生する危険がある（2 頁）。ここでは、古屋におけるのとは異なり、新たに移民による問題解決の可能性に関する言及が見られる。しかし、この新たな可能性に対する評価はなお慎重なものにとどまっている。論理的に言い換えるならば、もし優生学的立場から「逆淘汰」問題を回避しようとするならば、産児制限によってではなく、移民という方法を取らざるをえないということになるだろう。

とはいえ、この時期、基本的には産児制限運動は拡張を続けた。『婦女新聞』においても

15 このことは、1930（昭和 5）年 1583 号の「婦人界・女教界」欄において報告されている。

16 人口増加率（自然増）の低下が問題になるとともに、出生率の低下も取り上げられるようになった。

関連記事が多く掲載されている¹⁷。たとえば、1931（昭和6）年1612号の連載記事「世界的な婦人の面影（十五）」では「新マルサス主義の捧持者—マガレット・サンガー夫人—」として、「結婚後の人工的産児制限法を主張する」¹⁸サンガー夫人の立場が紹介されている。また、それとの関連で「悪質の遺伝を防止する事が出来る」という優生学的重要性についても触れられている。1931（昭和6）年1616号「婦人界・女教界」欄では「いよいよ陣容を整へた産児調節連盟」として連盟の結成が報じられている（2頁）。同年、1618号の「婦人界・女教界」欄「産調婦人連盟創立」でも、6月にこの連盟が創立されたことが報じられている（2頁）。

ところが、1931（昭和6）年1619号からは、産児制限運動の推進・継続にとって明らかに障害となるような事件が報じられるようになる。まず、「婦人界・女教界」欄の「産児制限の看板で墮胎罪」では、産児制限法教授を看板にしていた東京の小川隆四郎が、墮胎、

17 1931（昭和6）年1607号の「婦人界・女教界」欄の記事「産児制限絶対禁止—イタリーの新刑法—」では、たしかに海外の状況の紹介にとどまっているとはいえ、イタリアで、その年の7月に、産児制限を禁止する法律が実施される予定であることが報告されている。なお、この法律は、ローマ法王の「産児制限罪悪論」とムッソリーニ首相の国粋主義人口政策との共通方針に基づいて制定されたものである（2頁）。さらに、同年の1609号、墨江喬子の記事「文芸時評四月—産児制限と階級運動其他—」も、たしかにある意味では国内の産児制限運動に影が差し始めたことを示している。この記事は、『婦人戦線』4月号に掲載された伊福部敬子の記事「産児制限運動と闘ふべし」に対する批判的コメントである。それによると、かつて伊福部氏は、『婦女新聞』誌上でも、産児制限の積極的推進者としてその反対者である山田わかと論争を交わしていた。しかし、この『婦人戦線』の記事では、無産階級解放の戦術という観点から産児制限反対へと方向転換したとされる。伊福部の主張は次のようにまとめられている。「この世に貧乏人と云ふものがあつて苦しんでゐるのは、人口が過剰だからではない、資本家と云ふ搾取階級がある為だから、貧乏人が救はれるにはブルジョアを除けばいい。所で、それには無産階級が子供を減じて安楽な生活に浸らうとしたり、そして無産階級の人口が減少したりしては困る。もつとドンドン生み殖えて益々生活を苦しくし、食へないルンペンプロレタリアを街に溢れさせて、支配階級が手がつけられない様にすべきだ。一方ブルジョア階級には大いに産制を実行させて搾取者の数を少くすれば自然プロレタリアの勝利が来る」。この伊福部の主張に対して、墨江は、ブルジョワの人口が減少したとしてもそれに比例して彼らの富が減少するほど事情は単純ではなく、ただ、富がいつそう少数のブルジョワに集中するだけである、また、プロレタリアもブルジョワを困らせる前に自ら餓死してしまうだろう、と伊福部の戦術を「愚の骨頂」として一蹴している（10頁）。この伊福部の立場は、国力の増強を目指すものではなく、単に特定階級の解放を目指すものであり、その目的の実現を促すための手段として産児制限に反対しているにすぎない。そうした限定された意味においてはあがあるが、日本の産児制限に対して否定的な態度が明瞭な形で現れてくるのは、この記事が最初だろう。

18 ここで「結婚後の」とされるのは、おそらく「友愛結婚」との差異を強調するためだろうと思われる。友愛結婚とは、アメリカのリンゼー判事によって提唱されたもので、子どもを育てることのできる条件が整うまでは避妊をし、この条件が満たされた段階で正式に結婚をするというものである。友愛結婚をめぐる賛否両論は、1930（昭和5）年の1549号（7頁）、1552号（9-10頁）、1553号（6頁）、1554号（7-8頁）、1555号（7-9頁）、1560号（26-27頁）、1565号（7頁）、1568号（7頁）、1573号（5頁）、1585号（2頁）において展開されている。

有害避妊器具販売、医師法違反等の疑い検挙送局されたことが伝えられている。小川氏は古くから運動推進者として知られていただけに、この事件はセンセーションを起こしたようである（2頁）。

この年の9月には満州事変が始まり、翌年には満州国が独立することになるわけだが、産児制限運動に陰りがでてくるのも、こうした国際情勢と関連するものと思われる¹⁹。満州国が帝政に移行する1934（昭和9）年からは、こうした傾向はあっさり明瞭となる。

たとえば、1934（昭和9）年1761号「婦人界・女教界」欄の記事「墮胎疑惑で女医告発」では、産婦人科医院長、山中科子が、医師法違反、墮胎殺人罪の容疑で書類送局されたことが報じられている。それによると、山中は、1928（昭和3）年頃以降「新聞雑誌に月経閉止治療の広告を掲げ、これにより診察を乞ひに来た者に合法的手段を以て墮胎、人口早産などをさせてみた」とされる（19頁）。

さらに、1934（昭和9）年1771号の「婦人界・女教界」欄の記事、「産調クリニックー石本氏等実際活動開始ー」では、安部磯雄、石本静枝らによる日本産児調節連盟が1932（昭和7）年3月に解散したことが報告されている。ただし、この連盟解散の後、新たに女性のみで日本産児調節婦人同盟が再組織され、3月より石本氏によって産調クリニック（科学的実行方法の相談所）が同盟本部に開設されている。それ故、ここから産児制限運動そのものが後退したと判断することはできないだろう。とはいえ、産児調節婦人同盟では、宣伝よりもむしろ実践に重点を置き、器具の販売もせず、相談に来た人に専門医が施行するにとどめるという慎重な姿勢を取っている（19頁）²⁰。この慎重さは、1619号、1761号において報じられた事件の影響なのかもしれない。

1934（昭和9）年1784号の高群逸枝による「社会時評」欄の記事「墮胎の観点」では、産児制限の権威者の一人で、東京市会議員でもあった、青山リヒト病院長馬島備が墮胎罪で検挙収容されたことが報じられている。新聞によれば彼の「犯罪」の動機は「戯恋の精算」と「美貌の維持」であったとされる。高群は、たしかにそれが事実なら「有閑不善群の御用墮胎師」として批判されるべきであると述べているが、それでも高群は、「戯恋の精算」にせよ「美貌の維持」の必要にせよ社会の不合理に発するものであるという理由から、馬島氏に同情的である。むしろ彼女は、「既に道徳的には産児制限も、墮胎も、従来の如き意味での非難の余地はせばめられて」おり「残るところは法律である」と法律が現実を追いつくことを求めている（4頁）。

さらに同年1789号の「婦人界・女教界」欄の記事、「長野の女学生墮胎事件」でも、長

19 もちろん、そうした変化が突然生じたというわけではない。たとえば、1932年1686号の記事、「社大婦人同盟で産制運動」では、社会大衆婦人同盟が、無産階級の婦人に産児調節を宣伝するため「妊娠調節相談所」を開設したことが報じられている。それまで、一般に無産階級には産児制限が浸透しておらず、それ故、この相談所の開設は一般に反響を引き起こしたようである（2頁）。

20 クリニックには相談者が殺到し、しかも多産に悩む勤労階級の母親が大部分であったとされる（19頁）。

野署に 20 余名の関係者が留置されていることが報じられている。それによると、女学校校長が生徒の妊娠の相談を受け、知人である医師に紹介して墮胎させたことで、墮胎幫助の罪に問われたとされる（19 頁）。

さて、その後、1936（昭和 11）年には、中国での反日運動が激化していく。たとえば、1883 号には中国での抗日戦線が、1884 号では上海での抗日運動が凶暴化したことが伝えられている。そうしたなかで、人口過剰問題を解決する可能性としては、第一に、大陸への移民よりもむしろ産児制限の推奨に回帰するということが考えられる。あるいは、第二に、大陸への移民を別の意味で解釈し直すという可能性もある。つまり、大陸を日本（本土）における過剰人口のはけ口として考えるのではなく、本土防衛のために兵力を送り込む前線として捉えるということである。この後者の場合には、産児制限を推奨するよりも、むしろ、戦死による人口減少を食い止めるために産児制限運動に弾圧を加えることになるだろう。上述のいくつかの事件は、この第二の解決策が選択されたことを示している。

とはいえ、産児制限運動の展開を報じる記事やそれを肯定的に評価するような記事が直ちに消滅したというわけではない。たとえば、1910 年代及び 20 年代に盛んに取り上げられたマーガレット・サンガーに関する記事は、たしかに 1936（昭和 11）年 1862 号にもなお見られる。ただし、「出産を許可制度にと徹底産児制限の新提唱—サンガー夫人提唱の「ベビー・ロー」—」と題するこの記事では、産児制限の代表的人物としてのそれまでの夫人のイメージよりもむしろ、優生学者としてのイメージが全面に押し出されているように思われる（14-15 頁）²¹。また、サンガーの来日に際しても、非常に小さな記事においてしか取り上げられず、また、日本での大規模な講演も行われなかったようである²²。

1936（昭和 11）年 1882 号の石本静枝による「社会時評」欄の記事、「判決に同情見せた墮胎事件」は、上述の馬島備の墮胎事件に対し、第一審の実刑に対して執行猶予の寛大な

21 サンガーは、産業復興運動の実績を強化しようとしているアメリカに対して、「ベビー・ロー」（赤児法）の制定を提唱した。この法案の第五には、「親となる許可は夫婦が子供を養ふ力あり、子供を適当に教育する資格あり、遺伝性の病気がなく、女の側に於て妊娠が死亡を招来し、永遠に健康を害する危険なき場合市郡又は州当局の申請に依り夫婦に与へらるべきものとす」とある。また、サンガーは、「断種法」がさらに多くの州で制定されることをも求めている。彼女は次のように述べている。「例へば心神耗弱者や犯罪人のやうな社会生活上不適當な者等は、教育や道徳的圧迫に対する感受性が非常に乏しい。此の種の者には断種の必要がある」。ここから彼女は、この法案の第八において「心神耗弱者、常習犯人、遺伝病患者、其他官憲に依り生物学上不適當と制定されたる者は断種せらるべし」と規定している（15-16 頁）。

22 1936（昭和 11）年 1866 号の「婦人界・女教界」欄の記事「サンガー夫人来朝」によれば、彼女が神戸に上陸し、石本静枝の斡旋で後援会を 1 回程開く予定であることが伝えられている（2 頁）。1937（昭和 12）年 1938 号「婦人界・女教界」欄の記事、「サンガー夫人来朝の予定」でも、簡単に数日間東京滞在予定とのみ伝えている（12 頁）。1937（昭和 12）年 1942 号「婦人界・女教界」欄の記事、「サンガー夫人来朝」でも、彼女の三度目の来朝について簡単に報告している（12 頁）。1937（昭和 12）年 1943 号「婦人界・女教界」欄でも「サンガー夫人入京」が伝えられるが、日本産児調節婦人同盟が歓迎茶話会を開催したと述べているにすぎない（13 頁）。

判決言い渡しがあったことを伝えている。しかし、石本はこのことについて、「…この同情ある判決それ自体が、貧しき者の墮胎に対して、法律が従来と異つた解釈を下してゐる事を実証してをり、墮胎までゆかぬ産児調節の公認運動の一步前進とも見る事が出来る」とこの判決を積極的に評価している（9頁）。

さらに、読者との間での産児制限についての問答も掲載されている。1936（昭和 11）年 1882 号の「婦女医局」欄には、読者から「本人の自由意志で手術を受けられませうか」という問い合わせがあり、これに対して女医が回答している（24頁）。

また、避妊の新たな方法につながるような記事もある。すなわち、1938（昭和 13）年 1964 号「婦人界・女教界」欄の記事、「排卵期についての新学説」は、医学博士である高田蒔が、婦人の血液によって排卵期を知る試験に成功したと伝えている（12頁）。

以上のように、全般的に見れば、産児制限運動に対する評価は基本的にアンビヴァレントなものにとどまっていたのだが、1938（昭和 13）年 1965 号「婦人界・女教界」欄の記事、「石本静枝氏 産制運動に決別」は、産児制限運動の推進者たちにとって、恐らく大きな衝撃をもたらしたものと考えられる。この記事によると、産児制限運動家の石本静枝は、一二・一五事件（人民戦線事件）²³に連座した加藤勘十氏の参考人として大井署に勾留されていたという。彼女は、その後帰宅を許されたのだが、1937（昭和 12）年 12 月 31 日に警視庁に出頭し、「運動の根本的思想が人民戦線的色彩をもつものとし、なお時節柄でもあるから」と運動中止を勧告され、1934（昭和 9）年に東京品川に開設された「産制相談所」を閉鎖・解散することになったという（12頁）。

こうして 1910 年代から展開されてきた産児制限運動は限界に突き当たったのである。

4. 「大陸の花嫁」

上述のように、1930 年代前半には、日本本土（内地）における人口過剰問題の解決策として海外移民が計画・実行された。しかし、その後、満州国の独立と皇帝溥儀の即位を転機として 1930 年代後半には、逆に人口の減少化傾向が問題となり、海外移民の意味も（将来の）兵力の充足へと変化していった。こうした変化のなかで、単に日本本土（内地）から（女性を含めた）多くの人々が満州へと移住するということではなく、むしろ、花嫁ないし妻の満州移民が求められるようになっていく。おそらくそれは、日本本土（内地）のみならず、満州の人口増大をもたらす可能性があったからだろう。しかも、1930 年代半ばに東北地方を襲った凶作によってそれまでにない規模で「娘売」が横行するようになったという事情を考慮すれば、その花嫁が東北地方の農村の女性であることが理想的と思われたはずである。

満州移民に限定しなければ、『婦女新聞』では、すでに 1932（昭和 7）年 1677 号の「婦

23 戦時体制の強化に伴い治安維持法による思想弾圧が厳しくなっていくなかで、1937（昭和 12）年に加藤勘十、鈴木茂三ら労農派の関係者が人民戦線の結成を企てたとして検挙された事件。これによって反戦活動が困難になっていくことになる。

人界・女教界」欄に「海外婦人協会でお嫁さんさがし」という記事が掲載されている。「日本海外婦人協会では海外移民に対し花嫁の世話をすることを事業の一つにしてゐるが、なかなか候補者がなく困つてゐるので、協会では農村に進出して講演会を開き農村婦人に叫びかけることになつた。協会の世話をする移民先は南米、南洋方面で、最近では農村窮乏から希望者激増男女共同数位申込みがあるが教育程度は男子の大部分が小学校卒業生であるに反し、女子の法は殆んど高女卒業乃至専門学校卒業程度であるので結婚の話がまとまらず、そこで小学卒程度の花嫁は無いかと探してゐるわけであると」(2頁)。

1932(昭和7)年1681号にも上述の「日本民族の海外発展を援ける日本海外婦人協会の殖民花嫁の媒介事業」という記事がある。当協会が花嫁斡旋事業をはじめた理由については次のように記されている。「人間到る所に青山ありで、何も狭い日本に居て、ますます狭める必要もない、それに海外へ移住して我々の文化を移し植える事は、取りも直さず日本民族の発展である。海外進出！これは目ざめた農民や一般の人の間に醸されて来た気運なのであるけれど、然しさうした雄々しい気持で渡航した人達の決心を鈍らせるものは、なんと云つても結婚難である」(7頁)。この記事では、凶作に喘ぐ東北地方から花嫁を斡旋する可能性についても触れられており、実際、1682号(2頁)と1688号(2頁)では東北地方への宣伝旅行の計画が報じられている(2頁)。また、宣伝旅行の結果問い合わせが激増し(1688号2頁)、『婦女新聞』にも読者から問い合わせが寄せられている(1692号19頁)。しかし、協会は、「海外で家庭のよき手伝人を選ぶのに困難して居る人があればそれも世話したい」と、花嫁の斡旋のみを目的とするものではなかつた。また、移民先として当初想定されていたのは、満州ではなく南米や南洋であつた(1681号7頁)²⁴。

そうしたなか、1932年1684号の「社説」、「日満両国は夫婦—世界は此正式結婚を嫉視してゐる—」は、その後の移民政策の変化を象徴するものとして興味深い。「此の密接の關係にある日満両国は、いはば兄弟であり、本家と分家であり更に適切にいへば夫婦である。従来内縁の夫婦であつたものが、今度の承認によつて正式に結婚したのである」(1頁)。この記事は、あくまでも日本と満州との關係を「夫婦」に喩えたものにすぎない。しかしこの比喩は、その後実際に多くの若き女性が満州に花嫁として移民していくことを予示しているように思われるのである。

溥儀満州国皇帝に即位した(1934年3月1日)後の1934(昭和9)年1771号の平林廣人(談)「満州に於ける売笑婦問題」においては、南米や南洋ではなく、満州への花嫁(ないし妻)の移民が明確なかたちで提案されるに至る。この提案の背景をなしていたのは、満州における「売笑婦」の増加と、陸軍将校が彼女らに溺れる危険性であつた(2-4頁)。

これと同じ号の金子しげりの「社会時評」欄の記事、「海外向きの花嫁学校—海外婦人協会の拓殖学校—」でも、満州移民が取り上げられている。この記事では、日本海外婦人協

24 そうしたことから、1932(昭和7)年1981号の「一般質問」欄には、日本海外婦人協会と東京結婚相談所が満州行きに結婚も扱っているかという問い合わせが寄せられている(19頁)。

会の「女子拓殖学校」が9月から開講予定であることが報じられている。この拓殖学校開講の目的について金子は次のように述べている。「満州事変以来、頓に刺激された婦人の海外進出熱は其後も総統に昂まりつつあるのではあるが、現在同会扱ひの在外求婚男子の数は毎月二百名に上るに対して、女性の希望者はその約二割位しかなくそれも予備知識の欠除したものが多いために、結婚の成立するものが非常に少い。この実情に鑑みて、この学校は生れ出たもので…」しかし、満州移民に即した教育内容はいまだ整っていなかったものと思われる。教育内容については、「終了三ヶ月南米移住を目的にポルトガル、スペイン語、南米事情は勿論洋裁、看護法其他をみつしりと教へ込む予定である」となっている(4頁)。

満州への花嫁の移民を積極的に推進したのは、日本海外婦人協会よりもむしろ、洗足高女校長の前田若尾であった。1934(昭和9)年1786号の「満州管見一移住は家族同伴で」のなかで、前田は次のように述べている。「〈広い満州少い人口〉満州は今多くの人柱を要求してゐます。講釈師風にいふならば、髀肉の嘆に堪へざる多くの壮士が、水盃して若くは三下り半をなげ出して単身乗り込んで来ようといふ場面かも知れませんが、実の処一気呵成の仕事ではないので、偏に堅忍持久の決心を要します。…その決心の許に性的の禁欲生活が立派に出来るならそれもいいでせう。然し昔湾妻韓妻といふ語をよく聞きました、今なら満妻といふものをも認めるのでせうか。かういふ乱倫を敢てするかはりに配偶者を伴ふという事は当然なすべきことであります。それ位ならまだいいのですが、所謂急先鋒の娘子軍に攻め立てられて、心を乱し血を汚し、それを又、内地に移入するに至つては我国は永久に花柳病国の名を縦にする事になります。」そうした理由から前田は、「一家の移住」を「絶対条件」と考えるのである(7頁)。

前田は、こうした観点から、自ら「満州行花嫁」の斡旋活動を展開していく。1934(昭和9)年1788号「婦人界・女教界」欄の記事、「満州行花嫁を世話一帰朝の前田女史の企て」によれば、前田は、京都府の委嘱で満蒙移民に関する調査旅行を行ったが、在満日本青年から花嫁紹介の依頼を受けたため、結婚紹介の労を取るべく準備を進めていると報告されている(19頁)。

その翌年1935(昭和10)年1816号では、「満州国視察の収穫一全女性に対してのお願い」のなかで前田自ら読者に次のように訴えかけている。「満州に仕事を持つてゐられる人の奥様方は速かに満州進出の必要があります。また未婚の女性の方は、良縁がおありの場合、満州だからとか満州人だからとかいふ差別をもたれず進んで出かけて下さる様願ひます。但し先方で待つてゐる日本婦人は今日普通に考へられてゐる様な、はねつかへりではだめなので、建設途上にある満州の為、直接でも間接でも尽さうという強い意志を持ち、しかもやさしい日本婦人らしい方でなければなりません」(8-9頁)。

1935(昭和10)年の1820号の「婦人界・女教界」欄の記事、「北満へお嫁入り」は、こうした諸種の斡旋活動の成果について報じている。それによると、農家出身の「移民花嫁団」(長野班20名、山形班6名)が拓務省を訪れ、拓務局長から激励の訓辞を受けたとき

れる（2頁）。

1936（昭和11）年1907号の「婦人界・女教界」欄の記事、「広島県農会でも移民花嫁の養成—満州に送り出す新計画—」も満州への花嫁の移民計画の実施について報じている。それによると、広島県農会は、家政女学校の開講期間をそれまでの3ヶ月から1年に延長し、生徒も50名から80名に増やし、名称も農村花嫁学校と改称するとともに拓殖科を新設し、国内農村のみならず満州にも卒業生を送り出す計画であると報告されている（2頁）。

1938（昭和13）年1962号の「婦人界・女教界」欄の記事、「移民思想普及に女子拓殖講習会」によれば、「茨城県では満州農業移民に一層の拍車をかけるため青年子女に移民思想を普及すると共に移民の花嫁養成を主眼に県最初の女子拓殖講習会を県海外協会と協力する十日から十日間笠間農学校に開催した」とされる（13頁）。

1938（昭和13）年1984号「婦人界・女教界」欄の記事、「農村の乙女を大陸の花嫁に訓練—全国農民学校長会議で—」は、満州への花嫁斡旋事業が全国的規模で行われるようになったことを伝えている。「満州へ百万の農業移民計画を樹て、着々実行に移してゐたが、拓務省では、花嫁さんの払底に困惑してういたが、去る十四日の全国農民学校長会議第二日目に於て、全国十三校の女子農学校及び七十三の男女併設農学校の女子部に於て、その女性とを農村の花嫁向きに教育すると共に大陸向きの花嫁として養成する旨申合はされた」（10頁）。

1938（昭和13）年1993号には、朝鮮半島、満州、中国に移民する花嫁の養成と結婚斡旋を進めてきた本田トヨの大陸現地視察報告「大陸の花嫁調査—満州旅行より帰りて—」が掲載されている。本田は視察を踏まえ、読者に次のように訴えかけている。「仲人口を利くものではありません。それこそ！ あちらの官吏や、その周囲の青年達は真面目で、健康で、よく働いてをります。それも単なる仕事に忠実といふのではなくして、誰もの気持の中に、大陸発展といふ国家的使命に目覚めた意義と熱情にあふれて、真黒になつて働いてをられます。みんなが勤勉で、これではと思ふやうなのは一人も見当たらなかつた—今銃後の非常時といふのに相変らず銀座をぶらついてゐるモボどもに見せてやりたい—ほんとにあの頼もしい若人。」「こちらで適当な嫁入先もないから、満州へでもゆくかといふやうな、そんな考へ方は親御さんも娘さんも今すぐ一掃して、満州へこそと進んで頂き度い」（2-3頁）²⁵。

1938（昭和13）年1995号の「婦人界・女教界」欄の記事、「大陸を目指して女性軍の進撃—満州へ嫁ぎませうと処女会が会則に附加—」によれば、長野県北佐久郡五郎兵衛新田村処女会は、全会員が満州移民の花嫁となり海外発展を期するという条項を会則の一部に加え、国策協力の誠意を示したとされる。また、これに応え、村当局でも、満州移民の花嫁養成を中心に花嫁学校開設の準備を進めたという（11頁）。

25 本田によれば、彼女が主事を務める家庭学校でとくに目標としている花婿の階級は、主に「官吏、会社員のインテリ、サラリーマン」であるとされる。しかし、なぜ彼等が「真黒になつて」いるのか疑問に思える。本田の脚色が入っているのだろうか（2頁）。

1938（昭和13）年1996号「婦人界・女教界」欄の記事、「大陸移民花嫁の養成」では、宮城県広瀬村愛子の農学寮でも、移民花嫁委講習会が開催されたとされる。それによると、県下各地から200名の参加があり、卒業者は適当な配偶が決まり次第渡満することになっているとされる（11頁）。

1938（昭和13）年2007号には、前田若尾の記事「移民と女性」が掲載されている。ここでは、満州における人口の増大を図るべく、家族づれの移民が求められている。

1938（昭和13）年2008号の「婦人界・女教界」欄の記事、「石川県高女で移民花嫁講習」では、石川県の松任高女で、大陸の花嫁養成のため、第三回移民講習会が開催されたことが報じられている。それによると、参加者は加賀地方女子青年団の55名で、松任農園で勤労作業を行ったとされる。また、県もまた、受講者を移民の花嫁に斡旋するため積極的に活動する予定であるとされる（11頁）。

5. 優生学関連記事

1930年代、具体的には1930年の『婦女新聞』1543号から1938年の2011号までに限定すれば、直接優生学と関連する記事は60件近くある。記事数としては、決して少ないわけではないが、1910年代及び1920年代と比較すると、通俗的な優生思想や、読者からの意見や質問といった内容はほとんど姿を消し、もっぱら永井潜や市川源三等、民族衛生学会の会員による記事が中心となっている²⁶。以下、個々の記事を詳細に見てみよう。

1930（昭和5）年1544号の「婦人界・女教界」欄の記事、「大阪婦人産児制限運動に邁進」によれば、大阪社会事業連盟研究部婦人部会の産児研究会は、産児制限が「有閑階級」のみに行われ、実際に必要な「無産階級」に及んでいないため、その方面に主力を向けること、遺伝病患者、精神病患者に対する強制断種を規定した法律の制定を内務省に建議する予定であること、そして将来「産児調節相談所」を設けることを決議したとされる。ここ

26 それ以外には、1930（昭和5）年1588号「婦人界女教界」欄の「性問題を女学校で指導」（全国高女校長協会が「恋愛、結婚、性」に関する教育指導方針を決定し、その方針の六番目に「優生学上の知識を与ふる事」とある）、1931（昭和6）年1634号附録の三輪田元道による「公民講座」欄の記事「人類と教育」、1935（昭和10）年1815号の医学博士、竹内茂代による「善き母となる準備—恐ろしい毒—」（日本橋白木屋で開催された日本民族衛生学会主催の「優生結婚に関数講演と映画の集ひ」の記録）、同年1821号の河崎なつによる「ニュースを検討する」欄のなかの「断種其他の社会的解決こそ—白痴の子の問題につき—」、同年1833号「婦人界・女教界」欄の「優生結婚相談所」（民族衛生学会が1933年に日本橋に優生結婚相談所を開設したことを伝える）、同年1852号「婦人界・女教界」欄の「優生結婚普及会成立」（日本民族衛生協会の附属団体として、婦人を正会員とする日本優生結婚普及会が創立されたことを伝える）、1936（昭和11）年1898号「婦人界・女教界」欄の「唐津市に結婚相談所開く」（優生学を基礎にした結婚相談所である実践優生学協会相談部が開設したもの）、1938（昭和13）年1972号の「婦人問題名著展望（7）」欄の金子直一による記事「婦人の任務は良き子孫を—エレン・ケー「恋愛と結婚」—」、同年1984号の厚生省社会局児童課長伊藤清の「国家的施設によって異常児を護れ！」などの記事がある。

では、産児制限の結果として人口全体の質が低下するという、いわゆる「逆淘汰」の問題に対する認識が見られる。

1930（昭和5）年1583号「婦人界・女教界」欄の記事、「日本民族衛生学会」では、永井潜、石川千代松、市川源三、三宅驥一、杉田直樹、池田林偽等によって、東京帝大生理学教室内に日本民族衛生学会が設立されたことが報告されている。そして、この号から、優生学的啓蒙記事として、学会メンバーの一人であった市川源三により「ユーゼニックス」が連載されることになる。具体的には、「優良遺伝と悪疾遺伝」（1583号附録2頁）、「優生学とは何か」（1584号附録2頁）、「優生運動の消極的目的」（1585号附録2頁）、「優生運動の積極的目的」（1586号附録2頁）、「遺伝に関する迷信」（1587号附録2頁）、「遺伝に就いての誤解」（1588号附録2頁）、「血族結婚の可否」（1589号附録2頁）、「優生運動の急務」（1590号附録2頁）、「劣弱者の群」（1591号附録2頁）、「悪質遺伝者の始末」（1592号附録2頁）、「米国カリフォルニア州の絶種（滅種）成績」（1593号附録2頁）、「優秀者の群とその待遇」（1594号附録2頁）、「さらに翌年1931年の「天才の子天才か」（1595号附録3頁）、「戦争と民族の優生化」（1596号附録3頁）、「結婚の自由と優生運動」（1597号附録2頁）、「民本主義と優生学」（1598号附録3頁）、「その他の非難」（1599号附録3頁）、「独身と晩婚」（1601号附録3頁）、「人口問題と産児調節」（1603号附録2頁）、「自由民権と優生学」（1604号附録2頁）、「都市集中と帰農運動」（1605号附録2頁）、「禁酒禁煙及び娼妓運動」（1606号附録2頁）である。

これら一連の記事の内容を1910年代及び1920年代のそれと比較した場合、とくに新しい内容は見あたらず、論旨にブレもほとんどない。おそらく、優生運動を推進すべき論拠はすでに1920年代までに出揃っていたのであろう。その意味で、彼の優生学的主張は、時代状況の変化からほとんど影響を受けていない。ただし、1930年代には、移民の推奨という時代状況の変化を反映した記事もわずかだが存在する。

たとえば、1931（昭和6）年1603号附録の「ユーゼニックスー人口問題と産児調節ー」のなかで市川は次のように述べている。すなわち、大陸（満州、朝鮮地方）への移民によっても人口過剰問題はそう簡単には解決しないし、海外（南洋あるいは南米）への移民についても、アメリカにおけるような排日問題の危険がある。したがって、人口問題の解決のためには産児制限が必要となる。しかし、人口の量のみならず人口の質の問題も考えなければならない。とはいえ、「低級な人々」に産児制限を宣伝するのは困難である（2頁）。

この市川の連載「ユーゼニックス」の最終回の記事の末尾には、「四月からは〈結婚講座〉として、結婚の改良その他を説きつつ優生運動の実際化を促したいと思ふ」という予告が掲載されている。

「ユーゼニックス」に続く市川の新たな連載「結婚講座」のうち、とくに優生学と関連の深いものは以下の通りである。「結婚の目的の一つ」（1931年1610号附録2頁）、「結婚の資格」（1613号附録2頁）、「族外結婚」（1631号附録1-2頁）、「婿選び（二）ー客観的条件ー」（1635号附録2頁）、「優生結婚」（1636号附録2頁）、「結婚は終生の

結合関係」(1641号附録2頁)である。この連載においても、彼の優生学的主張に新たな内容はない。

1930年代の『婦女新聞』には、市川とならんで、民族衛生学会理事の永井潜の優生学的啓蒙記事も多い。たとえば、1930(昭和5)年1592号の「優生学と人生の樹直し」、1933(昭和8)年に4回に渡って連載された「優生学とは何?」(1708号、1709号、1710号、1711号)、1933(昭和8)年1724号の「環境より質が大切—優生学的立場より結婚せよ—」、1936年1855号に掲載された日本優生結婚普及会発会式記念講演の記録「結婚と人生」などである。

永井においても、20年代までと比べて新たな内容はほとんど加わっていない。ただし、1933(昭和8)年1710号の「優生学とは何?(二)」のなかでは、家系調査とは異なる優生学の科学的根拠として、双生児研究の成果が新たに提起されている。ここでは、アメリカのメリマン、ラウテンバツハ、ウイングフィールド、とくにアメリカ、デューラ大学のヒルシュ、さらにドイツのフェルシュエールとその門下フリシャイセン・ケエラーの知能遺伝に関する双生児研究が紹介されている(6頁)。次いで、同年1711号の「優生学とは何?(四)」でも、ランゲによる双生児における犯罪者の調査結果が紹介されている(6頁)。さらに、同年1724号の記事「環境より質が大切—優生学的立場より結婚せよ—」でも、双生児研究が引用されている(6頁)。

それ以外には、いわゆる「断種法」の制定を求める記事が多い。具体的には、上述の1933(昭和8)年1711号の永井潜の記事「優生学とは何?(四)」(6頁)、1934(昭和9)年1795号に掲載された医学博士、竹内茂代による記事「人類の向上のために行ふ断種法とは何か—去月廿九日内務省で審議—」、1935(昭和10)年1812号「婦人界・女教会」欄の「民族優生保護法案」、同年1821号に掲載された河崎なつの「ニュースを検討する」欄の「断種其他の社会的解決こそ—白痴の子の問題につき—」、翌1936(昭和11)年1862号の記事、「出産を許可制度にと徹底産児制限の新提唱—サンガー夫人提唱の「ベビー・ロー—」、同年1881号の石本静枝の「社会時評」欄の記事、「断種法建言」、同年1906号の「良き血の遺伝を護れと悪血退治の「断種法」議会へ」、翌1937(昭和12)年1959号「婦人界・女教界」欄の「保健社会省に「優生課」新設」²⁷、翌1938(昭和13)年1972号「婦人界・女教界」欄の「精神異常は遺伝するか—断種法の立案決まる—」、同年1976号「婦人界・女教界」欄の「民族の純潔を護れ!—断種法の初評議会開かる—」などである。1938年1月には、厚生省が内務省から分離して設立されるが、この年の1985号には、厚生省予防局優生課の医学博士、青木延春(談)の「悪質の遺伝を防止する優生法と婦人」が掲載されている。さらに同年2010号にも、青木による「優生断種法の準備調査に就て」が掲載されている。

27 ここでは、新設される保健社会省(=厚生省)の機構のなかで、旧案の医務局が予防局と改称されること、その下に予防課、防疫課、優生課が置かれ、この優生課で断種法の立案がなされる予定であることが報じられている(12頁)。

先にも述べたように、1930年代後半には、満州国の独立、溥儀の皇帝即位を背景として、人口の減少化傾向が問題視されるようになっていく。そうした国際的情勢の変化のなかで、彼ら優生学者たちの主張は、どことなく歯切れが悪くなっていく。

たとえば、1938（昭和13）年1985号の記事「悪質の遺伝を防止する優生法と婦人」のなかで青木延春は次のように述べている。「数的にいかに多数であつても、質的に低劣であれば、又質が優れてゐても少数であれば、早晚その滅亡は免れない。…我国は幸にして出生率は遙かに大ではあるが、最近の趨勢を検討すれば出生そのものは既に持続的に下降しつつある。同時に、数の減少と共に、必ず質の低下が起こってくる。それは、精神病の増加である。…産児制限の要素は多分に個人主義的、享樂的傾向を含んでゐる。出産増加を図るには民族意識の高揚を図らねばならないが幸にして大和民族の自覚は世界に冠たるものがある。これに反して質の低下は、我国に於ても切実な問題である。質とは、先天的の遺伝に基く素質のことであつて、実に民族の本来の性質を指すものである」（2頁）。この論の展開自体非常に難解なのだが、彼が「逆淘汰」問題を念頭に置いていたと想定するならば、彼の主張もある程度理解できるようになる。おそらく彼は、上中流階級において産児制限が浸透し人口が減少しつつあるが、下層階級においては産児制限が進まないため、人口全体の質が低下すると考えているのであろう。しかし、「出産増加を図るには民族意識の高揚を図らねばならないが幸にして大和民族の自覚は世界に冠たるものがある。これに反して質の低下は、我国に於ても切実な問題である」という箇所には、人口増大を求める国家の人口政策と優生学者たる青木の見解の矛盾が現れているように思われる。すなわち、彼は一方で国策に反することがないように建前の上で人口の増加をもたらす「下層階級」をも「世界に冠たる」「大和民族」として讃えなければならないが、しかし本音ではそれが人口全体の質の低下をもたらすことを懸念しているように思われるのである。

この記事はこの年の4月22日に開催された民族衛生協議会における青木の講演を記録したものであるが、この協議会自体、「断種法」制定の可否をめぐる大きく二つに分裂したようである。この記事の冒頭では、その様子が次のように報告されている。「断種制定可否についての意見として、警視庁の金子博士、東京地方裁判所の精神鑑定医菊地博士、少年審判所の成田博士、松沢病院院長内村博士など精神病学系統の学者は、民族優生的目的で、遺伝性の精神病者に断種を行ふ上において、どの程度までの遺伝性患者に施行するか、その範囲の決定が困難であるとの理由で反対。他方、東北帝大教授永井潜博士等民族優生学系統の学者は、この断種法こそ日本民族の向上を促すものとして絶対支持してゐるが問題の断種法は愈々六月十八日の第二次協議会によって、来議会に提出すべきや否やが決定されることになった」（2頁）。

このように「断種法」の制定へ向けての運動は、国策との矛盾という政治的問題のみならず、遺伝病の範囲の確定という科学的問題をも抱えていた。それにもかかわらず、1940（昭和15）年には「断種法」すなわち国民優生法が制定されることになるのである。

まとめ

以上、1930年代に『婦女新聞』において展開された、優生学と関連の深いいくつかの言説を跡づけてきた。全般的に見れば、1910及び1920年代と比較して、優生学的言説は、読者を取り巻く生活の現実からも、国家の人口政策からも遊離するに至ったように見える。

まず1930年代の『婦女新聞』では、優生学者たちの啓蒙記事に対する読者からのレスポンスが全く見られない。1920年代までは、優生相談や優生学者たちの遺伝決定論的見解に対する反発などを含め、読者からも様々な意見が寄せられていたのだが、1930年代には、優生学者たちからの啓蒙記事しか見られないのである。むしろ、それに代わって、読者からの問い合わせとしては、満州への移民に関するものが明らかに増加している。

第二に、満州国の独立と帝政への移行に伴い、人口政策が少産から多産へと転換するなかで、産児制限運動に弾圧が加えられるようになる。そうしたなか、積極的優生学的措置（優生結婚）と消極的優生学的措置（断種）によって「民族」の質の向上を目指す優生学者たちにとって、後者の主張が困難になった可能性がある。しかし、優生学者たち自身が前者の措置を積極的に推進しようとするような記事もほとんど見られない。せいぜい、1920年代までと同様に、「逆淘汰」論の観点から、とりわけ上・中流階級の産児制限を批判する記事が見られるに過ぎない。この時期、優生学者たちは、いわば時代の逆風のなかでさしたる抵抗も示さず、1910年代以降の言説を継続しているだけであるように思えるのである。

このように、優生学者たちの見解は、読者の現実からも、国策からも遊離してしまったように見える。それにもかかわらず1940（昭和15）年に国民優生法が制定されたということは、どのように説明すればよいのだろうか。おそらく、国民優生法の制定へと導いたものは、生活や政治の現実から遊離したアカデミックな言説だけだったのではないだろうか。

一般に先行研究によれば、国民優生法は、時代の逆風のなかで事実上断種法としては機能せず、せいぜい健常者の墮胎を禁止するというかたちでしか機能しえなかったとされる。また、戦後の兵士たちが復員しそれに伴い出産数が増大するなかではじめて、優生保護法（国民優生法の後身）は「断種法」としての本来の機能を果たしうるようになったと言われている。しかしそれも、優生学者たちの主張が、戦後の現実からの要求に応じるようになったということを意味するものではなかろう。というのも、戦前、戦中の優生学的言説を概観すれば、優生学者たちは一貫してアカデミックな関心しかもっていなかったように思われるからである。実際、彼らの優生学的主張の内容自体はほとんど時代の変化から影響を受けていない。むしろ、変化したのはただ時代状況のみで、その変化によって優生学者たちのほとんど不変とも言える言説の重要性が増大したり縮小したりしただけではないのだろうか。